

郡山市介護サービス事業者等指導要綱

平成20年 3月31日制定

平成20年 4月 1日一部改正

平成24年10月 1日一部改正

平成28年 3月30日一部改正

【保健福祉部介護保険課】

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条の規定による居宅サービス等、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス若しくは介護予防支援を担当する者若しくは法第45条第1項に規定する住宅改修を行う者若しくは法第115条の45の5の規定による指定事業者に係る事業所において第1号事業を担当する者又はこれらの者であった者に対して行う保険給付、予防給付及び第1号事業支給費に係る居宅サービス等及び第1号事業の内容並びに介護給付等及び第1号事業支給費に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する指導について、基本的事項を定めることにより、利用者の自立支援及び尊厳の保持を基本とし、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付等の適正化を図ることを目的とする。

(指導対象事業者等)

第2条 指導の対象は、次に掲げる事業者等（以下「指導対象事業者等」という。）とする。

- (1) 法第45条及び第57条に規定する住宅改修を行う者
- (2) 法第70条及び第72条に規定する指定居宅サービス事業者
- (3) 法第78条の2に規定する指定地域密着型サービス事業者
- (4) 法第79条に規定する指定居宅介護支援事業者
- (5) 法第86条に規定する指定介護老人福祉施設
- (6) 法第94条に規定する指定介護老人保健施設
- (7) 法第115条の2に規定する指定介護予防サービス事業者
- (8) 法第115条の12に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者
- (9) 法第115条の22に規定する指定介護予防支援事業者
- (10) 法第115条の32第2項第2号に規定する事業者
- (11) みなし指定居宅サービス事業者（法第71条、介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第4条、第5条及び第8条に規定する事業者をいう。）
- (12) みなし指定介護予防サービス事業者（法第115条の11に規定する事業者をいう。）
- (13) 法第115条の45の5に規定する指定事業者

(指導の実施機関等)

第3条 指導の実施については、介護保険課が所掌し、保健福祉総務課及び介護保険課の職員並びに保健福祉部長が必要と認める職員が行う。

(指導方針)

第4条 保健福祉部長は、効果的な指導を行うため、国が示す指導重点事項及び前年度の指導の

結果を踏まえ毎年度当初に当該年度の指導方針を策定する。

(指導の方法)

第5条 指導の方法は、次のとおりとする。

- (1) 集団指導 介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正の内容及び過去の指導事例等に基づく必要な指導の内容を踏まえ、郡山市（以下「市」という。）が指定権限を持つ事業者等の管理者を一定の場所に集め、講習等の方法により計画的に行う。
- (2) 実地指導 毎年度当初に実施計画を策定の上、次の形態により、指導の対象となる事業所等（第2条第13号に掲げる指定事業者に係る事業所を除く。）において実地に行う。

ア 市が単独で行うもの

イ 厚生労働省、都道府県又は市町村が特に指導を要すると認める事業所等を対象に合同で行うもの

(指導の手続等)

第6条 市長は、実地指導の実施日の1ヵ月前までに、実施日時及び場所等について文書により指導対象事業者等に対して通知するものとする。

ただし、緊急に指導を実施する必要があると判断した場合には、指導の当日に通知を行うことができるものとする。

- 2 市長は、指導の結果、改善を求める事項がある場合又は介護報酬について過誤による調整を要する場合は、指導対象事業者等に対し指導結果を文書により通知して改善を求め、文書により改善結果の報告を提出するよう指示するものとする。

(監査への変更)

第7条 実地指導中に次の各号のいずれかに該当すると判断される場合は、実地指導を中止し、直ちに郡山市介護サービス事業者等監査要綱（平成20年3月31日制定。以下「監査要綱」という。）に定めるところにより監査を行うことができる。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断したとき。
- (2) 介護報酬請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められるとき。

(関係機関との連携)

第8条 市長は、指導の実施及び指導後の措置等について、都道府県等の関係行政機関との間で、必要な情報交換を行う等、互いに連携を図るものとする。

(補則)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年3月31日から施行し、平成18年度の指導から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。